



発行 東京都

目次

57

告示

- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………
- ……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………(福祉保健局多摩府中保健所企画調整課)……………
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………(産業労働局農林水産部調整課)……………
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………(同)……………
- 東京都立食品技術センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………(産業労働局雇用就業部就業推進課)……………
- 都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収委託(二件)……………(建設局公園緑地部公園課)……………
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収委託(五件)……………(同)……………
- 都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収……………

告示

委託(十一件)……………(同)……………七

○東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収委託並びに使用料及び管理料の収納委託……………(同)……………九

東京都告示第五百二十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池百合子

委託した相手方 株式会社セノン 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

株式会社セノン 平成三十一年四月一日から金曜日 月曜日から金曜日 新宿区西新宿二丁目 まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 目一番一号 二年三月三十一日 和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時四十五分から午後五時十五分まで

東京都告示第五百二十六号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池百合子

委託した相手方 株式会社セラム 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

株式会社セラム 平成三十一年四月一日から金曜日 月曜日から金曜日 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目二 まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 十六番二十三号三 まで 和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時四十五分から午後五時十五分まで

東京都告示第五百二十七号

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二十八号)別表に規定する東京都多摩府中保健所を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託

したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 有限会社 スポーツ・ファンダメンタルズ

(二) 所在地 目黒区洗足二丁目二十六番八号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日

まで

三 委託する手数料等

別表のとおり

別表

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
1	調理師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成12年東京都条例第67号)別表二の項イ
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ハ
3	調理師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ニ
4	製菓衛生師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項イ
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ハ
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ニ
7	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項イ
8	受胎調節実地指導員権限交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ロ
9	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ハ
10	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ニ
11	受胎調節実地指導員権限再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表五の項イ
12	理容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ
13	美容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ
14	温泉利用許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項イ
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項ロ
16	旅館業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項イ
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項ロ
18	浴場業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表九の項イ
19	クレーニング所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項イ
20	クレーニング師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ロ
21	クレーニング師免許証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ニ
22	クレーニング師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ホ
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヘ
25	喫茶店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
26	喫茶店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
27	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
28	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
29	あん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
30	あん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
31	アンスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヌ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
31	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
32	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項又
33	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
34	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
35	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
36	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
37	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
38	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
39	集乳業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項力
40	集乳業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項力
41	乳類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
42	乳類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
43	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
44	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
45	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
46	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
47	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ
48	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ
49	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
50	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
51	魚介類せり売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
52	魚介類せり売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
53	魚肉むし製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
54	魚肉むし製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
55	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
56	食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
57	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヒ
58	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヒ
59	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
60	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
61	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
62	乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
63	水蜜製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ノ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
64	水蜜製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ノ
65	水蜜販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
66	水蜜販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
67	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
68	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
69	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
70	マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
71	みそ製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
72	みそ製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
73	醤油製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
74	醤油製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
75	ソーメン類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
76	ソーメン類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
77	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
78	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
79	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
80	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
81	納豆製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
82	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ナ
83	めん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
84	めん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
85	そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
86	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
87	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ
88	缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ
89	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
90	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
91	食鳥処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ
92	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ロ
93	食鳥検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ホ
94	確認規程認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ
95	確認規程変更認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ト

番号	手数料等の名称	根拠規	定
96	病院開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ	
97	診療所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ	
98	助産所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ	
99	病院検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ニ	
100	診療所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ	
101	助産所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ	
102	死体保存許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ	
103	診療エビウズ線技術師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項イ	
104	診療エビウズ線技術師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項ロ	
105	衛生検査所登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項イ	
106	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ロ	
107	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ハ	
108	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ニ	
109	准看護師の免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項イ	
110	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ロ	
111	准看護師免許証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項リ	
112	助産婦名簿簿本交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ヌ	
113	保健婦免許書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ル	
114	看護婦免許又は看護人免状の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ウ	
115	保健婦免許再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項エ	
116	看護婦免許又は看護人免状の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項カ	
117	毒物劇物販売業の登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ホ	
118	毒物劇物販売業の登録更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヘ	
119	毒物劇物販売業の登録票書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項リ	
120	毒物劇物販売業の登録票再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヌ	
121	麻薬小売業者免許申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ロ	
122	麻薬小売業者免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項エ	
123	薬局開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項イ	
124	薬局開設許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ロ	
125	医薬品販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ	
126	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ	
127	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項チ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
128	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項リ	
129	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ヌ	
130	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ル	
131	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ウ	
132	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項フ	
133	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項カ	
134	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ク	
135	薬局製造販売医薬品製造販売業目承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項タ	
136	薬局製造販売医薬品製造販売業目一部変更承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ト	
137	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項チ	
138	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項テ	
139	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項カ	
140	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ク	
141	興行場営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項上	
142	ゾール等営業許可申請手数料	ゾール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条	
143	行商人の鑑札及び記章再交付申請手数料	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第11条第1項第1号	
144	行商人の鑑札及び記章再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第2号	
145	弁当等人力販売業許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第3号	
146	弁当等人力販売業許可済証再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第4号	
147	弁当等人力販売業許可済証再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第5号	
148	食品製造業等許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第6号	
149	弁当等人力販売業許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第2項	
150	食品製造業等許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第3項	
151	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ぶくの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第20条第1項第5号	
152	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ぶくの取扱い規制条例第20条第1項第6号	
153	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ぶくの取扱い規制条例第20条第1項第7号	
154	食品製造業等許可更新申請手数料	東京都ぶくの取扱い規制条例第20条第1項第8号	
155	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条	
156	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条	

●東京都告示第五百二十八号

東京都農業関係試験等手数料条例(平成十七年東京都条例第七十二号)に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十九号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年東京都規則第四百十五号)に規定する貸付金償還金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都信用漁業協同組合連合会

(二) 所在地 港区港南四丁目七番八号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三十号

東京都立食品技術センター条例(平成二年東京都条例第六十一号)第六条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三十一号

東京都しごとセンター条例(平成八年東京都条例第六十一号)第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京しごと財団

(二) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

東白鬚公園の競技場、野球場及びテニスコート、木場公園のテニスコート及びその夜間照明施設、砧公園の競技場、野球場、サッカー場及びそれらの夜間照明施設、代々木公園の競技場及びその夜間照明施設、サッカード場並びに野外ステージ、善福寺川緑地の野球場及びテニスコート、和田堀公園の競技場、汐入公園のテニスコート、浮間公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、赤塚公園の競技場、野球場及びテニスコート、城北中央公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、石神井公園の野球場及びその夜間

照明施設、テニスコート並びに野外ステージ、光が丘公園の競技場、野球場、弓道場並びにテニスコート及びその夜間照明施設、大泉中央公園の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、舎人公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート、府中の森公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカー場、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場

●東京都告示第五百三十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益財団法人東京動物園協会
 - (二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

●東京都告示第五百三十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 東京都南部パークスグループ
 - (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、大音楽堂、小音楽堂並びに陳列場、芝公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、蘆花恒春園の集会場並びに祖師谷公園のテニスコート

●東京都告示第五百三十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス東部地区グループ
- (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカー場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第五百三十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 西武・武蔵野パートナーズ
 - (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 武蔵野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野川公園のテニスコート

●東京都告示第五百三十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 西武・多摩部の公園パートナーズ
- (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

陵南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第五百三十八号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス夢の島グループ
- (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第五百三十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

戸山公園、東白鬚公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、小山田緑地、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸

庭園

●東京都告示第五百四十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京南部パークスグループ
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設

日比谷公園、芝公園、青山公園、林試の森公園、蘆花恒春園及び祖師谷公園

●東京都告示第五百四十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、大島小松川公園及び宇喜田公園

●東京都告示第五百四十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・武蔵野パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 武蔵野公園、浅間山公園、野川公園、狭山・境緑道、玉川上水緑道、武蔵国分寺公園、

六仙公園及び東伏見公園

●東京都告示第五百四十三号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園、小宮公園、滝山公園及び大戸緑地

●東京都告示第五百四十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・狭山丘陵パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 狭山公園、八国山緑地、東大和公園、中藤公園及び野山北・六道山公園

●東京都告示第五百四十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第五百四十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占有料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占有及びその他の占有に係る占有料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京臨海副都心グループ
- (二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 台場公園及び潮風公園

●東京都告示第五百四十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占有料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占有及びその他の占有に係る占有料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 西武造園(株)・(株)NHKアート共同体
- (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京臨海広域防災公園

●東京都告示第五百四十八号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占有料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占有及びその他の占有に係る占有料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都慰霊協会
- (二) 所在地 墨田区横網二丁目三番二十五号
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 横網町公園

●東京都告示第五百四十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占有料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

臨時的な占有及びその他の占有に係る占有料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京動物園協会
- (二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園

●東京都告示第五百五十号

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号。以下「霊園条例」という。）及び東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）に規定する使用料（埋蔵施設長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可並びに休憩所及び売店を設けるための土地の使用許可に係るものを除く。）及び手数料並びに東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料（埋蔵・収蔵施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明、火葬証明及び分骨証明に係るものに限る。）の徴収の事務並びに霊園条例に規定する管理料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託施設 多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子霊園、青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園及び瑞江葬儀所

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

